

乳児等通園支援事業（通称：こども誰でも通園制度）について

1. 乳児等通園支援事業の概要

(1) 目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化する。

(2) 対象者

保育所等に通っていない※1 0歳6か月から満3歳未満の乳幼児

※1 保護者の就労要件等は問わない

(3) 利用可能時間

月10時間まで（※令和8年度は未定）

(4) 事業の開始時期

令和7年度：各自治体の判断により実施（任意事業）

令和8年度：全国自治体で実施（義務事業）

(5) 一時預かり事業（一時保育）との違い

- ・一時預かり事業：家庭における保育が一時的に困難となったなど、保護者の立場からの必要性に対応するもの
- ・乳児等通園支援事業：保護者のために預かるものではなく、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援するもの

2. 本市における事業実施に向けた状況（令和7年10月29日現在）

(1) 事業の実施時期

公立施設：令和8年1月より、市立向山こども園で先行開始

私立施設：令和8年4月より、市の認可を受け、順次開始

(2) 習志野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

①パブリックコメント（令和7年6月1日～30日）

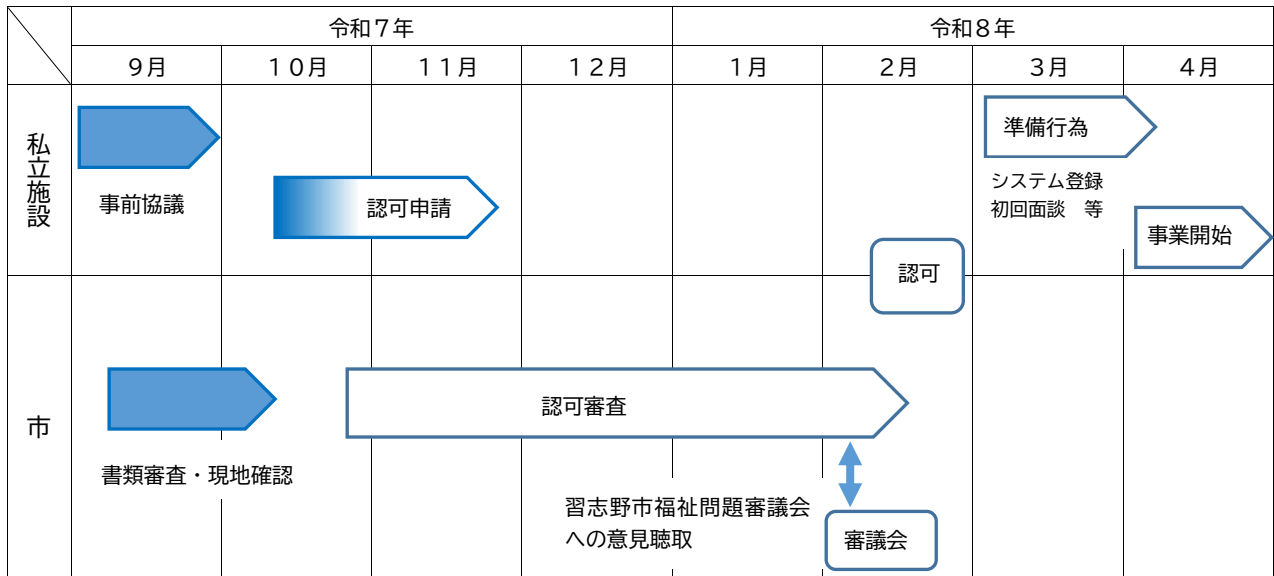
- ・習志野市子ども・子育て会議（令和7年6月26日）
- ・市内事業者への意向調査（令和7年6月2日～7月11日）

②令和7年習志野市議会第3回定例会（令和7年8月28日～9月29日）

③条例の公布・施行（令和7年9月30日） ※資料2添付資料を参照

(3) 私立施設の認可手続き

○認可手続きのスケジュール（令和8年4月～9月に事業開始）



※認可以降の流れは、令和8年4月事業開始のスケジュール

◆事前協議結果の状況（令和7年10月17日現在）

事業者	A	B	C	D	E	F
事業開始	令和8年5月	令和8年5月	令和8年5月	令和8年9月	令和8年6月	令和8年4月
開所曜日	月曜～金曜	月曜～金曜	月曜～金曜	2日/週程度	月曜～金曜	月曜～金曜
事業の種類	余裕活用型	余裕活用型	余裕活用型	一般型 (専用室独立)	余裕活用型	余裕活用型
定員	12人	19人	3人	5人	3人	7人
0歳	2人	6人	1人	0人	1人	3人
1歳	4人	6人	1人	0人	1人	2人
2歳	6人	7人	1人	5人	1人	2人
一時預かり事業の有無	×	×	○	○	×	○

※余裕活用型は、保育所等の利用定員の範囲内での設定

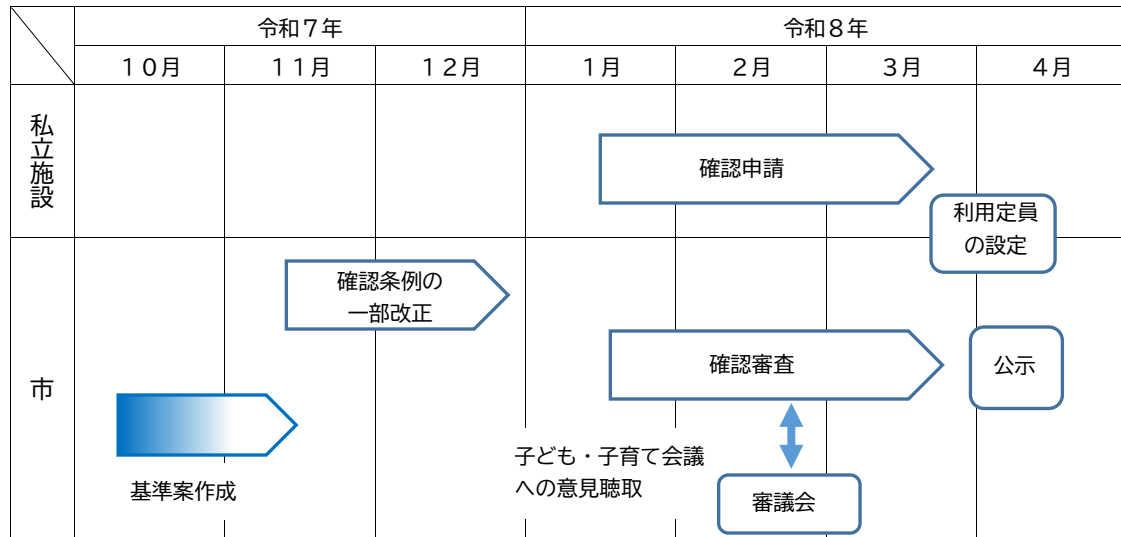
3. 今後（令和7年度）の予定

（1）特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定（確認条例の一部改正）

①令和7年習志野市議会第4回定例会（令和7年11月25日～12月23日）

②利用定員の設定に関する意見聴取（令和8年2月予定）

○確認手続きのスケジュール（令和8年4月～9月に事業開始）



※令和8年4月事業開始のスケジュール

（2）令和8年下半期（10月～令和9年3月）における事業実施の意向調査

令和8年2月～3月にかけて、市内教育・保育事業者への3回目の意向調査を実施予定